

(株) ユーラスエナジージャパン
事業推進部 ○○様

09年3月1日
「風力発電問題研究会」
○○○○○○○○

(仮称) 西伊豆船原風力発電事業における
騒音・低周波音の環境影響調査に関する申し入れ

貴職におかれましては、時下、ますますご清栄のこと、お慶び申し上げます。

さて、表記事業における騒音・低周波音測定予測に関し、住民の不安を払拭するために下記の事項にもとづいて環境影響調査をおこない、住民等に対して環境影響評価(案)が縦覧に付されることを求めます。

なお、本申し入れ書は(財)日本気象協会様にも送付させていただきます。

記

1、騒音・低周波音の予測条件

- 1) 騒音・低周波音の予測計算は当該地に建設予定機種のパワーレベルでおこなうこと。
- 2) パワーレベルは IEC の規格により算出すること。
- 3) 全基定常運転状態で予測すること
- 3) 建設予定機種の騒音・低周波音(超低周波音を含む)レベルを開示すること。
- 4) 建設予定地に近接する住民宅については、直近の風車からの距離を正確に測定すること
- 5) 上記4)の住民宅のいくつかを測定・予測点とすること。(地形により影響が異なる。)

2、騒音予測について

- 1) NEDO のマニュアルに基づき IEC 規格により予測・合成計算をおこなうこと。
- 2) ISO の規格は採用しないこと。
- 3) LAeqT による予測値のほかに、T 時間における LAmax および LAmin の予測値も示すこと。(T 時間における暗騒音のエネルギーのゆらぎのもとに算出可能と考える。)
- 4) 予測時の天候・風速風向など気象条件を明記すること。(これも前記と同じと考える。)
- 5) 1の4)の住民宅については直近の風車単基の予測値をも算出して示すこと。

3、超低周波・低周波音予測について

- 1) 低周波音の測定予測は騒音の測定予測と同一地点で行うこと。
- 2) G 特性の予測値は(案)に記載してもいいが、G 特性参照値(評価指針) = 92 dB をもって影響評価をしないこと。

※G 特性は超低周波音の影響評価にもちいる評価量である。(環境省「低周波音問題対

応のための手引き」「評価指針の解説」、環境省大気生活環境室室長補佐石井鉄雄氏「特集＝低周波音問題について」)

- 3) 低周波音の測定予測は、20Hz 以下の超低周波音を含めて、0～80Hz までおこなうこと。
- 4) 測定予測は 1/3 オクターブバンドによる周波数分析のもとに 0～80Hz までの各中心周波数帯域の音圧レベルをグラフ化して記載すること。
- 5) このグラフに暗騒音の音圧レベルをグラフ化して書き込み、各中心周波数帯域における風車の寄与を明らかにすること。
- 6) また同時に、「心身に係わる苦情に関する参照値」ならびに「物的苦情に関する参照値」をグラフに書き込むこと。
- 7) ただし、「心身に係わる苦情に関する参照値」ならびに「物的苦情に関する参照値」をもって影響評価はおこなわないこと。

※参照値は苦情に対応するための目安として定められたものであって、環境アセスメントの環境保全目標値等とするものではない。(環境省「低周波音問題対応のための評価指針」等。

またこのことについては、昨年4月17日付で環境省より各都道府県等に対して「・・・低周波音問題対応のための評価指針として「参照値」を示しておりますが、施設を建設する際の基準値とするなど、誤解された使用が散見されています。・・・」という事務連絡がなされている。同文書添付)

- 8) なお、環境省は、参照値を下回る音圧レベルでも10パーセンタイル値で苦情の訴えの可能性があるとしている。(低周波音問題対応の手引き＝05年6月環境省公表の「心身に係わる苦情に関する参照値」の補足、ならびに上記事務連絡文書、他) このことを環境影響評価(案)として縦覧に付される低周波音測定予測グラフの欄外に注意事項として記載すること。

4、その他

- 1) 低周波音については、予測値、暗騒音レベル、心身、物的の各参照値などを判りやすいように色分けして記載すること。
- 2) 風車建設完了後の試験調整運転時には、ICE のパワーレベル算出方法のもとに全基定常運転状態で騒音・低周波音測定をおこない、一時、全基運転を強制的に停止させて測定し、風車の寄与を明らかにすること。

以上の申し入れ事項が採用されない場合、環境影響評価(案)の縦覧後に改めて意見書において問題を提起させていただきます。

以上